

「暮らしし目線」で聞きました

原口議長と監査委員の岡本議員を除く全議員が質疑を行いました。(紙面の都合で1議員1問答を要約して掲載しています)

9月定例会 (9/8～9/28・21日間)

[本会議]	
8日	議案審議
9日・10日	一般質問
17日・18日	決算質疑
28日	決算討論・採決ほか議案審議
[常任委員会]	
11日	総務経済
14日	文教厚生



ご協力、ありがとうございます！

聞いてきました！
皆さんの声



祝日に子どもを預けられる保育所があれば助かります。(太田博巳さん)

登下校の安全・安心を考えると、町全体で防犯の意識が高いといいですね。(森田美雪さん)



福祉・健康 子育て

議会の視点
子ども医療費・腎臓疾患の予防策・学童保育・障害者サポート



町内保育所(園)の入所児童は607人(26年10月1日現在)



胃がん検診の受診者は2084人(26年度)



埼玉県のがん検診受診率はこちら

安全

議会の視点

消防事務委託・防犯灯・自主防災組織・空き家対策

防火水槽・消火栓

石井議員 防火水槽移設と消火栓設置工事について、どのような割合で何カ所ありますか。また、災害対策事業として、防災井戸の提供をいただいている家は何軒であり、また町内くまなくあるのか伺います。

答…防火水槽については、40立方メートル以上が565カ所、消火栓については計562カ所あります。また、災害時用の防災井戸は253軒の家庭から提供をいただき、ほぼ町全域にあります。

空き地・空き家の対応

佐藤議員 町民からの空き地管理等への対応、また空き家対策への対応について伺います。

答…町民からの相談に迅速に対応するため、空き家として相談があった場合は、職員が直接現地調査を行いました。問題があった空き家の所有者には適正な管理を促すよう文書で注意喚起を行いました。対応件数は138件でした。また、26年度は空き家のデータベース化を進めました。



消防署寄居分署

紙おむつ支給の状況

大澤議員 居宅介護サービス費の在宅介護者向け紙おむつ等の支給について、利用者には、介護認定度及び介護状況により、過不足があると考えます。状況を把握しての支給を行っているのか伺います。

答…決められた数の支給を行っています。



在宅介護を支援するための紙おむつ支給事業では、例えば、リハビリパンツは1人当たり2ヵ月で40枚(Mサイズ)、尿取りパッドは2ヵ月で90枚(夜用)など、希望に沿って支給しています。

公立保育所長の処遇

田母神議員 町では子育て支援課長が公立4カ所の所長を長年務めていました。ようやく各保育所に所長が誕生しましたが、子ども・保護者、さらに職員に対しても責任を負う立場にある保育所長は、課長・主幹などの「管理職」ではありません。仕事に見合った処遇にすべきです。男女共同参画の立場からも、管理職への格上げは急務と考えます。町の考えを伺います。

答…以前は、保育所にも管理職がいましたが、現在はおりません。今後、職責について総合的に考えていく中で、研究していきます。

がん検診受診率向上

神田議員 肺がん検診や大腸がん検診に比べて胃がん検診の受診者が約800名少ないのは、バリウム検査の絶食の苦痛、検査の苦痛、排せつの苦痛、大量被ばくのリスクなどがあることが理由と考えます。苦痛の少ない血液検査によるABC検査(*)を導入し、まずは胃がん検診の受診率を上げるためにバリウム検査とABC検査を併用で選択できるようにすべきではないですか。

答…近隣の状況を参考にしながら、今後研究します。

【とほ】(*1) ABC検査

ピロリ菌感染の有無と胃粘膜萎縮の程度を測定し、胃がんになりやすい状態かどうかをA～Cの3群に分類するもので、血液による簡便な新しい検診法です。



●決算の調製
出納閉鎖日(出納整理期間最終日)後、会計管理者(寄居町では会計課長)は、決算書等の書類を作成し町長へ提出。

●監査委員の決算審査
監査委員は、決算書や付属書類を審査し、意見書を作成。

●議会で審議
町長は、決算書・監査委員の意見書、主要な施策の成果を説明する成果説明書を町議会に提出。議会では、決算の認定を審議します。

●町民への公表
町長は、議会の認定を受けた決算の概要を町民に公表します。

※県や市町村の会計年度、決算などは、地方自治法に基づき行われています。



平成26年度(前年度)の決算の審議を、なぜいまごろやるのでしょうか。

●出納整理期間
町の予算は、4月1日から翌年3月31日までの1年間を「会計年度」として区切り、収入(歳入)と支出(歳出)が行われます。ある会計年度での支出は、その年度の収入で賄われることが原則です。しかし、電気料などは3月の請求が4月になり、また、会計年度終了後の4月1日から5月31日までを前年度の現金収支の整理を行うための期間(出納整理期間)としています。